



## 1. はじめに♪

11月になり、日ごとに冬の足音が近づいてきましたが、皆さんいかがお過ごしでしょうか。

「エチュード」ではご無沙汰しております。知的財産の「伝説の名指揮者(?)」こと弁理士の中川<sup>マエストロ</sup>浄宗<sup>きよむね</sup>です。

今回のレッスンでは、「意匠法」について、特にこの法律が保護している「意匠とは何か」についてレッスンしていきましょう。

数ある「知的財産法」の中でも、その条文や判例の数、そして一般の方の認知度において、特許法や著作権法がヘビー級の法律だとすると、おそらく意匠法はライト級の法律だと思います。もちろん、意匠法はライト級としての重要な役割を果たしています。

ここで、意匠法の役割をひと言で説明するならば、この法律は自動車のデザインなどの「物のデザイン」を保護することを目的とした法律といえるでしょう。つまり、意匠法は特許庁で意匠登録を受けた意匠に意匠権を発生させることで保護しています。

意匠登録を受けるには、特許権などの取得と同様に、特許庁の審査官による審査を受ける必要があります。意匠法の定めるさまざまな登録要件を満たさなければなりません。

何といても、意匠法は意匠を保護するための法律ですから、意匠登録を受けたいと考えているものがそもそも「意匠」でなければお話になりません。すると、意匠とは一体何か？ ということがまず問題となります。

## 2. 意匠とは？

ここで意匠法を見てみましょう。そうすると、とても親切なことに「この法律で『意匠』とは、物品……の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」（2条1項）と定義しています。

この規定を分解すると、意匠というためには、① 物品性、② 形態性（形状・模様・色彩）、③ 視覚性、④ 美感性という4つの要件をすべて満たさなければなりません。

そうすると、視覚以外の人間の知覚、つまり聴覚、嗅覚、味覚、触覚という視覚以外の五感によってしか認識できないようなものは意匠とはいえないということになります。

意匠法が物のデザインを保護する法律であることからすれば、例えば、聞いたり、嗅いだり、味わったり、触ったりして自動車のデザインを認識できる方はおそらくいないでしょうから、当然のことといえるでしょう。

しかし、人間の目に見えるものであれば、何でも視覚性があるものとして意匠登録が認められるのでしょうか？

今回と次回のレッスンでは、皆さんに意匠の要件の1つである「視覚性」の要件をマスターしていただきます。

今回は「小さな物品」のデザインが意匠として認められるか否かについて判断した知的財産高等裁判所の平成18年3月31日の判決「コネクター接続端子事件」を紹介します。

視覚性のレッスンを受けた皆さんは、意匠法の「名演奏家」に一步近づいたことになるでしょう。

### 3. この事件のあらすじ

簡単に、この事件の「あらすじ」をお話します。

原告であるX社が、意匠に係る物品を「コネクタ接続端子」とする意匠（X意匠）について特許庁に意匠登録出願（X出願）を行いました。

コネクタ接続端子とは、ちょっとなじみが薄いかもしれませんが、電気製品に用いられるプリント基板のオス側コネクタに用いられる表面実装型の端子であって、別のプリント基板に取り付けられたメス側コネクタとはめ合わせてプリント基板同士を電氣的につなが合わせる物品です。

この物品は、コネクタ用ハウジングに多数のコネクタ接続端子を装着した多極コネクタにおける接続端子として使用されています。

さて、コネクタ接続端子の紹介はこれぐらいにして、特許庁の審査官は、X出願について、意匠登録の要件である新規性がないことなどを理由として、拒絶査定を下しました。

そこでX社は、この拒絶査定を取り消すべく、特許庁に拒絶査定不服審判を請求しました。

しかし、特許庁の審判官も、意匠法に定める意匠というためには意匠全体の形態が肉眼によって認識できなければならないとしたうえで、X意匠は最下部の横幅の実寸法が0.15mmであって、その形態の具体的な態様が肉眼に

よって認識できないほど小さな物品であることから、視覚を通じて美感を起こさせるものではないとして、X社による拒絶査定不服審判の請求は成り立たないとの審決を下しました。

そこで、X社は特許庁長官を被告として、この審決を取り消すために東京高等裁判所に提訴した審決取消訴訟がこの事件というわけです。

ここで、この事件の「争点」を確認しておきましょう。

争点1：そもそも意匠の視覚性が認められるためには、意匠に係る物品全体の形態を肉眼によって認識できる必要はあるか。

争点2：X意匠は、「コネクタ接続端子」に関する取引に際しての通常の状態では肉眼によって認識できないか。

争点3：X意匠は、小さな物品に係る意匠であるから肉眼によって認識できないといえるか。

### 4. この判決の内容

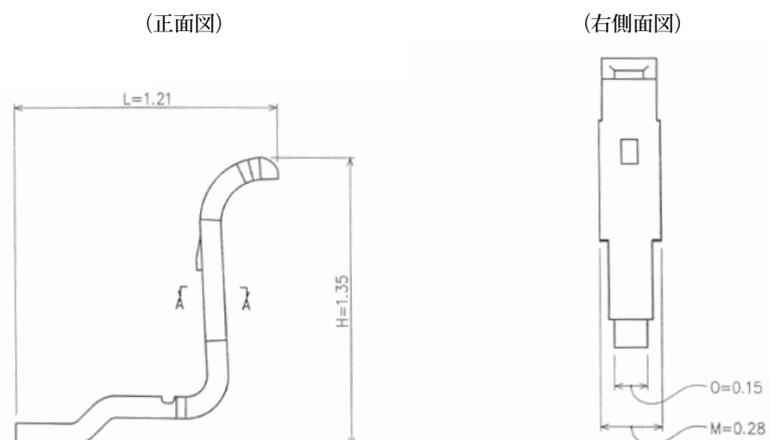
#### 1. 規範定立

意匠法の目的は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することにある（同法1条）。

この目的にかんがみると、微小な物品であっても、工業的に同一の形状等を備えた物品として設計し、製作することが可能な場合には、その意匠につき保護を与えるべきものであり、殊に、微小な物品についての成形技術、加工技術が発達し、精巧な物品が製作され、取引されているという現代社会の実情に照らすと、意匠法による保護を及ぼす必要性は高いといえることができる。

他方、意匠に係る物品の形状等が、当該物品が取引される通常の状態において、視覚によって認識され得ないときは、意匠を利用するものとはいえないから、意匠法の上記目的に照らし、同法の保護は及ばないと考えられる。

【X意匠の全体の実寸法表示図】



## この判決のポイント

争点1) そうすると、意匠に係る物品の取引に際して、当該物品の形状等を肉眼によって観察することが通常である場合には、肉眼によって認識することのできない形状等は、「視覚を通じて美感を起こさせるもの」に当たらず、意匠登録を受けることができないというべきである。

しかし、意匠に係る物品の取引に際して、現物又はサンプル品を拡大鏡等により観察する、拡大写真や拡大図をカタログ、仕様書等に掲載する方法によって、当該物品の形状等を拡大して観察することが通常である場合には、当該物品の形状等は、肉眼によって認識することができずとも、「視覚を通じて美感を起こさせるもの」に当たると解するのが相当である。

## 2. あてはめ

争点2)……コネクタ-接続端子を装着したいわゆる多極コネクタ-に関しては、カタログ等に拡大図を記載することなどが行われている……。

しかし、個々のコネクタ-接続端子についてみると、まず、カタログ等の記載のうち、……斜視図等は、個々のコネクタ-接続端子を拡大して表示するものではなく、これによってコネクタ-接続端子の具体的な形状等……を把握することは困難である。

(カタログ等の) 拡大図は、そのほとんどが断面図ないし側面図であって、正面図や平面図を併せて表示するなどして、立体的形状を的確に認識し得るようにしたものは、ごくわずかである。……さらに、(カタログ等の) 説明文をみても、接続端子に設けられた突起等の位置及び形状を認識することはできない。

(また) X意匠に係る物品「コネクタ-接続端子」を装着した多極コネクタ-を購入する者は、肉眼ではその形状や特徴部分を識別しにくい。ため、購入決定時及び納入時に、拡大鏡等を用いて、はんだ付け状況等の不良品の検査や、形状の確認を行っている。

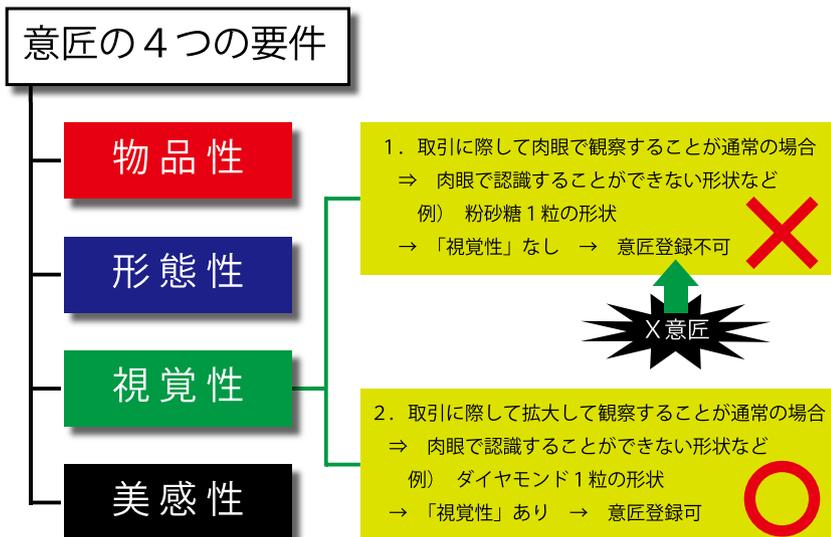
(しかしながら、これは) 専ら不良品の有無等を検査することにあると認められ、美感を起こさせるものであるかどうかという見地から個々のコネクタ-接続端子を拡大して観察するものではないと認められる。

以上によれば、X意匠に係る物品「コネクタ-接続端子」においては、その取引に当たり、物品の形状等を拡大して観察しているということとはできないから、その形状は、肉眼によって認識することができるものと認められない限り、意匠法により保護される意匠には当たらないと解すべきである。

争点3) X意匠の大きさは、右側面図に表される最下端部の横幅実寸法を0.15mmとするものである。また、この部分の寸法に合わせて物品全体の大きさをみると、正面図において横約1.21mm、縦約1.35mm、右側面図において最大横幅約0.28mmとなる。

これによれば、XがX意匠の形態上の特徴であるとして主張する「上端部を蛇首のごとくアール状に折曲」する、「下端部を階段状に段差を有して折曲」するなどといった点は、0.1mm単位の高さを有するにすぎないのであって、X意匠の具体的な形態を肉眼によって認識すること

【ひと目で分かるこの判決のポイント】





は不可能というべきである。

したがって、X意匠は微小なものであって、肉眼により認識することができないとした審決の認定判断に誤りはない。

### 3. 結論

以上によれば、X意匠は意匠登録を受けることができないとした審決の判断は、結論において是認することができる。

## 5. 実務への指針

結論として、X意匠は、その取引にあたり、物品の形状などを拡大して観察しているということはできず、また肉眼によって認識できない小さな物品であるため、意匠登録が認められなかったということですね。

ここで、特許庁の審査官が意匠登録のお願いについて審査を行う際の指針となる意匠審査基準も、「視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の形態が、肉眼で認識することができるものをいう」としたうえで、その一例として微細であるために肉眼ではその形態を認識できない粉状物または粒状物の一単位のようなものは、視覚性がないために意匠ではないと述べています。

今回の判決には、「小さな物品」のデザインについての意匠法上の取り扱いを明らかにしたという点において、実務上の意義があるのです。

この判決は、まず、意匠に係る物品の取引に際して、その物品の形状などを肉眼で観察することが通常であるならば、肉眼で認識できない形状などは視覚性がないため、意匠に当たらないと述べています。

例えば、ケーキの上に雪のように降らせてデコレーションなどに用いる粉砂糖をスーパーで購入する際、ポケットからルーペを取り出して、1粒の形状をじっくりと観察してからレジに並ぶことはないでしょう。

そうすると、粉砂糖1粒の形状などは、肉眼で認識できない小さな物品ですから、視覚性がないため、意匠にはなり得ないということです。

一方で、この判決は、意匠に係る物品の取引に際して、その物品の形状などを拡大して観察することが通常であるならば、その物品の形状などは、肉眼で認識できなかったとしても、視覚性があると認められるため、意匠に当たると述べています。

例えば、宝石商がダイヤモンドの小さな粒を購入する際には、ポケットからルーペを取り出して、ダイヤモンド1粒の形状をじっくりと観察してから取引することでしょう。

そうであれば、ダイヤモンドの形状などは、たとえ肉眼では認識できない小さな物品だったとしても、取引の際に拡大して観察することから、視覚性があるため、意匠になり得るのです。

## 6. おわりに

そもそも意匠法はなぜ視覚性を意匠の要件としたのでしょうか？

知的財産法には、条文の数などからすれば、これもライト級の法律だと思いますが、「実用新案法」という法律があります。同法は、物品の形状などに関する比較的簡単なレベルの技術的なアイデアを保護する法律です。

もし、意匠法が視覚性を意匠の要件としなければ、意匠法と実用新案法の両方で同じように物品の形状を保護することとなり、2つの法律の区別がつかなくなってしまいます。

そこで、意匠法が視覚性を意匠の要件とすることで、意匠法は視覚を通じて美しさを感じさせる物品の形状を保護することにして、技術的なアイデアに基づく物品の形状は実用新案法で保護することにしたのです。

つまり、視覚性は意匠法と実用新案法の役割分担をしているわけですね。

それでは今回の「小さな物品の意匠性」のレッスンはここまでにしておきましょう。皆さんお疲れさまでした。

中川 浄宗 (Kiomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長/弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開設、知的財産の実務に携わりながら、専修大学、神奈川大学の講師も務める。メンデルスゾーンの交響曲は、『スコットランド』と『イタリア』が有名だが、最終楽章が高揚感に満ちた『宗教改革』も必聴の名曲。

〒231-0006 神奈川県横浜市中央区南仲通3-35横浜エクセレントⅢ TEL:045-651-0236  
URL : <http://www.ipagent.jp>  
E-mail : [customer@ipagent.jp](mailto:customer@ipagent.jp)